

陳情第3号

子どもの権利条約を遵守し、別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備と支援を求める陳情書

(陳情趣旨)

我が国は「子どもの権利条約」を1994年に批准しています。同条約第9条3項では「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が恒常的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。しかしながら、我が国では、父母が別居や離婚後は、子どもが一方の親に会えなくなったり、会えても月1回2時間のみ制限される場合が殆どであり、両親から愛情や養育を受ける子どもの権利・人権が守られていません。

2011年には民法が改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするとき、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と我が国では、初めて、面会交流・養育費に関して、明記されました。しかしながら、我が国では、離婚届出は、特段、面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが、現状です。

別居親も子どもの成長にかかわっていくことで、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律を速やか整備すること」を求める意見書(別紙参照)を国の関係機関に提出して下さい。

兵庫県明石市では、これらの法の趣旨を踏まえ、国に先駆け、子ども養育の専門相談窓口を設け、養育費や面会交流を定めた「子どもの養育に関する合意書」や「子ども養育プラン」の作成アドバイスを行っています。本市においてもこのような公的支援・相談体制が必要であると考えます。

(陳情項目)

- 1 親子断絶を防止し、実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に意見書を提出して下さい。
- 2 流山市において、兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制整備体制の充実を図って下さい。

令和2年5月25日

陳情者

流山市議会議長 青野 直 様